

子どもの貧困対策法のポイント

目的・基本理念

子どもの貧困の解消・教育の機会均等・健康で文化的な生活の保障、次世代への貧困の連鎖の防止 等
※ 子ども（20歳未満の者）が対象。一部の施策は、20歳以上の大学等在学者も対象。

経済的指標

3年ごとに調査・公表。目標達成を図る。

子どもの貧困率（平成21年：15.7%）

3年で1割以上のペースで削減していく。
平成33年までに10%未満にする。

ひとり親世帯等の貧困率（平成21年：50.8%）

3年で1割以上のペースで削減していく。
平成33年までに35%未満にする。

学習機会に関する指標

毎年調査・公表。

全世帯

- ・高校、大学進学率
- ・高校、大学中退率
- ・高校生の修学旅行参加率
- ・小学生、中学生、高校生の不登校率
- ・就学援助率

生活保護世帯

- ・高校、大学進学率
- ・高校、大学中退率
- ・高校生の修学旅行参加率
- ・小学生、中学生、高校生の不登校率

政府：子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策会議
（関係閣僚で構成）

子どもの貧困対策審議会
（有識者・当事者等で構成）

基本的施策

- ・教育及び教育費に関する支援
低所得世帯への無料学習支援、奨学金の充実 等
- ・社会保障の拡充
遺族年金の拡充 等
- ・乳幼児期からの早期対応の充実
保健指導等に係る体制の整備 等

都道府県：子どもの貧困対策計画

- ・貧困状況にある子ども・親に対するサポートシステムの構築
- ・親の就労に関する支援
職業能力が十分でない者に対する職業訓練
保育所定員の増員 等
- ・子どもの貧困に係る実態調査・研究の実施
子どもの貧困に関する実態及び要望の調査 等

検討 子ども貧困率及びひとり親世帯等の貧困率の調査結果が判明するごとに、この法律の規定について検討。